

平成 29 年度
一般社団法人 義友会

第 5 回 定時代議員総会

平成 29 年 6 月 23 日
都城泉ヶ丘高等学校
大会議室 19:00 ～

式次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 学校長あいさつ
4. 定足数確認
5. 議長選出
6. 議事録作成者並びに署名者の指名
7. 議事
 - 第 1 号議案 平成 28 年度事業報告について
 - 第 2 号議案 平成 28 年度決算報告について
監査報告
 - 第 3 号議案 平成 29 年度事業計画案について
 - 第 4 号議案 平成 29 年度収支予算案について
 - 第 5 号議案 新役員補充案について
 - 第 6 号議案 その他
8. 報告事項
 - 新顧問職任命について
 - 義友会総会について
 - ゴルフコンペについて
9. その他
10. 閉会

平成28度 事業報告

本年度の主な行事内容

月 日	内 容
平成28年	
4月5日	第3回 総会実行委員会(泉22, 32, 42, 52回担当) 於:いずみ会館
4月9日	都城泉ヶ丘高等学校 職員歓迎会
4月10日	都城泉ヶ丘高等学校入学式 曾我会長
4月20日	第3回 総会実行委員会(泉22, 32, 42, 52回担当)
4月23日	都城泉ヶ丘高等学校三役との合同役員会(第1回理事会) 於:中山荘
4月28日	第65回野球定期戦 都城泉ヶ丘対都城西 午後各部活動定期戦
5月14日	在京義友会総会 曾我会長 瀬戸口副会長
5月15日	関西義友会総会 曾我会長 瀬戸口副会長
5月21日	鹿児島義友会総会 曾我会長 瀬戸口副会長 川村副会長
5月26日	第4回 総会実行委員会(泉22, 32, 42, 52回担当)
6月22日	第2回 理事会 於:会長宅(曾我歯科)
6月24日	第4回一般社団法人義友会 代議員総会(旧幹事会) 高等学校 大会議室
7月2日	三股義友会総会 於:満月 午後4時より
7月14日	総会会券 第1回納付日 午前9時～午後4時 学校1階にて
7月24日	総会会券 第2回納付日 午前9時～午後4時 学校1階にて
8月3日	第3回 理事会 於:会長宅(曾我歯科)
8月13日	義友会総会(メインホテル)・第15回ゴルフコンペ
8月25日	総会反省会(役員、実行委員、学校3役)
9月24日	福岡義友会総会
9月13日	第4回 理事会 於:会長宅(曾我歯科)
10月18日	第5回 理事会 於:会長宅(曾我歯科)
11月15日	第6回 理事会 於:会長宅(曾我歯科)
12月6日	第14回招魂慰霊祭 招魂碑前庭 及び 直会 いずみ会館
12月15日	年末合同理事会(学校3役合同) 於:中山荘
平成29年	
1月19日	第7回 理事会 於:会長宅(曾我歯科)
2月15日	義友会総会引継ぎ会(本年度実行委員及び次年度実行委員、役員、学校)
2月28日	義友会入会式(卒業式前日)及び卒業生代表との顔合わせ会
3月1日	第69回卒業式
3月22日	第8回 理事会 於:会長宅(曾我歯科)
3月29日	学校側送別会(学校側主催)

平成28年度収支決算書(損益計算方式)一般会計

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

収入の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増減	摘要
経常収入	1,309,403	1,544,518	235,115	
入会金	780,000	804,000	24,000	268名(3,000円/人)
会費	20,000	0	▲ 20,000	
寄付金	0	0	0	
雑収入	33	16	▲ 17	
総会余剰金	509,370	640,502	131,132	義友会総会特別会計から
総会準備金	0	100,000	100,000	
当期収入合計(A)	1,309,403	1,544,518	235,115	
前期繰越収支差額	560,597	560,597	0	
収入合計(B)	1,870,000	2,105,115	235,115	

支出の部

科目	予算額	決算額	増減	摘要
事業費	927,400	872,463	▲ 54,937	
会議費	330,000	297,605	▲ 32,395	総会反省会・招魂慰霊祭・実行委員会引継ぎ会
通信費	33,000	41,026	8,026	上記開催開催案内切手・葉書
印刷費	400,000	363,852	▲ 36,148	総会資料・義友印刷
義友会総会費	120,000	125,580	5,580	準備金、ゴルフ商品代
広報費	44,400	44,400	0	新聞賀詞広告・H.P運営
管理費	731,000	588,976	▲ 142,024	
会議費	150,000	116,000	▲ 34,000	役員会負担・義友会入会式
交通費	300,000	262,396	▲ 37,604	各義友会総会に伴う交通費
通信費	3,000	2,040	▲ 960	義友郵送料(4カ所)
消耗品費	3,000	0	▲ 3,000	
印刷費	3,000	0	▲ 3,000	
慶弔費	150,000	87,000	▲ 63,000	各義友会総会
事務委託管理費	100,000	100,000	0	
雑費	1,000	540	▲ 460	入会金振込手数料
租税公課	21,000	21,000	0	県税
特別積立金	0	0	0	
特別積立金	0	0	0	
予備費	211,600	0	▲ 211,600	
予備費	211,600	0	▲ 211,600	
当期支出合計(C)	1,870,000	1,461,439	▲ 408,561	
当期収支差額(A-C)	▲ 560,597	83,079	643,676	
次期繰越収支差額(B-C)	0	643,676	643,676	

平成28年度 特別会計決算書

収入の部

H28. 4. 1～H29. 3. 31

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
前年度繰越金	2,222,613	2,222,613	0	平成27年度より
戻 入 金	0	0	0	
雑 収 入	406	473	67	受取利息
合 計	2,223,019	2,223,086	67	

支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
繰 出 金	0	0	0	
合 計	0	0	0	

収入総額 **2,223,086 円**

支出総額 **0 円**

差引残高 **2,223,086 円**

特別会計財産目録

定期預金	2,223,086
合 計	2,223,086

平成28年度 義友会総会決算書

義友会総会実行委員長 小坂 泰一郎

(当番泉ヶ丘22回, 32回, 42回, 52回)

収入の部

H28.4.1~H29.3.31

科 目	H27年度決算	本年度決算額	比較増減	備 考
繰入金	100,000	100,000	0	総会準備金
広告料	1,890,000	2,429,892	539,892	新聞広告費収入(153社、243枠)
会費(1)	942,000	796,000	▲ 146,000	前売券199名(4,000円)
会費(2)	134,000	80,000	▲ 54,000	当日券18名(4,000円)特別会券4名(2,000円)
祝 金	29,000	0	▲ 29,000	
雑収入	196	0	▲ 196	
利 息	0	4	4	
合 計	3,095,196	3,405,896	310,700	

支出の部

科 目	H27年度決算	本年度決算額	比較増減	備 考
総会宴会費	967,400	919,940	▲ 47,460	
新聞広告料	1,166,400	1,296,432	130,032	
会 議 費	76,600	88,602	12,002	
印刷製本費	127,170	119,880	▲ 7,290	
通 信 費	15,708	540	▲ 15,168	口座振込代
謝 礼 金	250,000	180,000	▲ 70,000	泉ヶ丘高校(プラスバンド部)15万円、余興3万円
消耗品費等	0	10,000	10,000	当日花代
事 務 費	7,568	50,000	42,432	
繰出金	0	100,000	100,000	総会準備金
合 計	2,610,846	2,765,394	154,548	

収入総額 3,405,896 円

支出総額 2,765,394 円

差引残高 640,502 円 差引残高は義友会収支決算へ繰入

監 査 報 告

平成28年度収支決算、特別会計及び義友会総会の収入支出について監査の結果、証拠書類全て確認し適正に執行管理されていることを認め、ここに報告いたします。

平成29年5月23日

監事 海 田 紀 夫



監事 持 永 隆 三 郎



財 産 目 録

平成29年4月1日現在

科 目	金 額	備 考	
【現金】			
一般会計	0		
【普通預金】			
一般会計	643,676	NO,120655	宮崎銀行 妻ヶ丘支店
建造物補修準備金	3,125,478	NO,52417	宮崎銀行 都城市役所出張所
【定期預金】			
特別会計	2,223,086	NO,3006073131	宮崎銀行 都城営業部
建造物補修準備金	5,001,062	NO,3006015546	宮崎銀行 都城市役所出張所
建造物補修準備金	6,569,092	NO,3614920	九州労働金庫 都城支店
【有形固定資産】			
土地	1,500,000		都城市妻ヶ丘町1821番地83
			(義友会館立地)
建物			
義友会館	109,400,000		都城市妻ヶ丘町1821番地83
いずみ会館	113,150,000		都城市妻ヶ丘町1821番地132

貸借対照表

平成29年4月1日現在

科目	金額(円)		
I 資産の部			
流動資産			
一般会計現金・預金	643,676		
特別会計預金	2,223,086	2,866,762	
固定資産			
土地	1,500,000		
建物			
義友会館	109,400,000		
いずみ会館	113,150,000	224,050,000	
繰延資産			
建造物補修準備金	14,695,632	14,695,632	
資産の部合計			241,612,394
II 負債の部			
流動負債		0	
固定負債		0	
負債の部合計			0
III 純資産の部			
純資産		226,916,762	
基金		14,695,632	
純資産の部合計			241,612,394
負債純資産合計			241,612,394

平成29度 事業計画(案)

会員相互の連絡と親睦を図るとともに、宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校及び附属中学校の教育振興に寄与することを目的とする。

- ①会員相互の親睦を図る会の開催
- ②会員名簿の管理に関する事業(平成29年9月発行準備)
- ③招魂慰霊祭の開催
- ④ホームページの運営
- ⑤『義友』の発行(会報その他の出版物の発行)
- ⑥義友会館及びいづみ会館の管理運営
- ⑦都城泉ヶ丘高等学校及び附属中学校の教育支援
- ⑧対外的、文化社会的発信基地としての活動
- ⑨その他

定款より事業目的 抜粋

本年度の主な行事内容

月 日	内 容
平成29年	
4月7日	都城泉ヶ丘高等学校 職員歓迎会
4月11日	都城泉ヶ丘高等学校入学式 曾我会長
4月9日	都城泉ヶ丘高等学校三役との合同役員会(第1回理事会) 於:中山荘
4月26日	第66回野球定期戦 都城泉ヶ丘対都城西 午後各部活動定期戦
5月13日	鹿児島義友会総会 曾我会長 瀬戸口副会長 川村副会長
5月18日	第2回 総会実行委員会(泉ヶ丘23回) 於:本陣
5月21日	関西義友会総会 曾我会長 瀬戸口副会長
5月23日	第2回 理事会 於:会長宅(曾我歯科)
5月29日	第3回 総会実行委員会(泉ヶ丘23回・33回・43回・53回) 於:いづみ会館
6月23日	第5回一般社団法人義友会 代議員総会(旧幹事会) 高等学校 大会議室
6月24日	三股義友会総会 於:満月 午後4時より
7月9日	在京義友会総会 曾我会長 瀬戸口副会長
7月13日	総会会券 第1回納付日 午前9時～午後4時 学校1階にて
7月23日	総会会券 第2回納付日 午前9時～午後4時 学校1階にて
8月初旬	第3回 理事会 於:会長宅(曾我歯科)
8月12日	義友会総会(中山荘)・第16回ゴルフコンペ
8月下旬	総会反省会(役員、実行委員、学校3役)
9月23日	福岡義友会総会
9月中旬	第4回 理事会
11月中旬	第5回 理事会
12月2日	第15回招魂慰霊祭 招魂碑前庭 及び 直会 いづみ会館
12月中旬	第6回 理事会(学校3役合同)
平成30年	
1月中旬	第7回 理事会
2月中旬	義友会総会引継ぎ会(本年度実行委員及び次年度実行委員、役員、学校)
2月28日	義友会入会式(卒業式前日)及び卒業生代表との顔合わせ会
3月1日	第70回卒業式
3月下旬	第8回 理事会
3月下旬	学校側送別会(学校側主催)

平成29年度収支予算書(損益計算方式)(案)
(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

収 入 の 部

(単位:円)

科 目	前年度	本年度	摘 要
経 常 収 入	1,309,403	1,356,324	
入 会 金	780,000	780,000	260名(3,000円/人)
会 費	20,000	0	
寄 付 金	0	0	
雑 収 入	33	33	
総 会 余 剰 金	509,370	476,291	義友会総会から
総 会 準 備 金	0	100,000	
当 期 収 入 合 計 (A)	1,309,403	1,356,324	
前 期 繰 越 収 支 差 額	560,597	643,676	
収 入 合 計 (B)	1,870,000	2,000,000	

支 出 の 部

科 目	前年度	本年度	摘 要
事 業 費	927,400	953,000	
会 議 費	330,000	330,000	招魂慰霊祭
通 信 費	33,000	33,000	総会反省会・引継会
印 刷 費	400,000	400,000	賀詞広告・ホームページ運営
義友会総会費	120,000	130,000	総会準備金
広 報 費	44,400	60,000	
管 理 費	731,000	831,000	
会 議 費	150,000	150,000	
交 通 費	300,000	400,000	
通 信 費	3,000	3,000	
消 耗 品 費	3,000	3,000	
印 刷 費	3,000	3,000	会議資料費
慶 弔 費	150,000	150,000	各義友会総会祝金他
事務委託管理費	100,000	100,000	
雑 費	1,000	1,000	
租 税 公 課	21,000	21,000	県民税
特 別 積 立 金	0	0	
特 別 積 立 金	0	0	
予 備 費	211,600	216,000	
予 備 費	211,600	216,000	
当 期 支 出 合 計 (C)	1,870,000	2,000,000	
当 期 収 支 差 額 (A-C)	▲ 560,597	▲ 643,676	
次 期 繰 越 収 支 差 額 (B-C)	0	0	

平成29年度 特別会計予算書(案)

収入の部

H29. 4. 1～H30. 3. 31

科 目	前年度決算額	予算額	比較増減	備 考
前年度繰越金	2,222,613	2,223,086	473	平成28年度より
戻入金	0	0	0	義友会一般会計より
雑収入	473	473	0	受取利息
合 計	2,223,086	2,223,559	473	

支出の部

科 目	予算額	決算額	比較増減	備 考
繰出金	0	0	0	
合 計	0	0	0	

収入総額 2,223,559 円

支出総額 0 円

差引残高 2,223,559 円

特別会計財産目録

定期預金	2,223,559
合 計	2,223,559

新役員補充について(案)

新役員案は太字にて掲載

役 職	氏 名	卒 業 回	備 考
会長(代表理事)	曾 我 恒 夫	泉ヶ丘13回	
副会長(理事)	瀬戸口耕一	泉ヶ丘25回	
〃	丸山浩一郎	泉ヶ丘26回	三股義友会より
〃	川村幸一郎	泉ヶ丘31回	
〃	楠元千穂子	泉ヶ丘42回	
〃	竹内智子	泉ヶ丘43回	
〃	中間貴志	泉ヶ丘44回	鹿児島義友会より(現 義友会顧問)
〃	山元真聖	泉ヶ丘47回	
監事(監事)	海田紀夫	泉ヶ丘11回	
〃	山本秀一郎	泉ヶ丘29回	
名誉会長	長津和彦	現 学校長	定款第28条第2号 泉ヶ丘高校現職校長
顧問	濱田邦彦	泉ヶ丘2回	

退任役員紹介

役 職	氏 名	卒 業 回	備 考
監事(理事)	持永隆三郎	泉ヶ丘12回	

新顧問職任命について

理事会にて各支部、会員相互の関係をより深めるため各支部会長を本会の顧問に任命する旨を決議しここに報告する

役	職	氏名	卒業回	備考
顧	問	向田武常	泉ヶ丘13回	在京義友会会長
顧	問	野崎正武	泉ヶ丘22回	関西義友会会長
顧	問	帆鷺郷一	泉ヶ丘19回	福岡義友会会長
顧	問	池田喜平	泉ヶ丘1回	鹿児島義友会会長
顧	問	桑畑和男	泉ヶ丘2回	三股義友会会長

平成29年度 義友会 総会

平成29年8月12日 (土)

ホテル中山荘

受付 17:00～

第1部 アトラクション

17:30～18:00

(1) 都城泉ヶ丘高校

吹奏楽部

第2部 総会

18:00～18:30

(1) 開会

(2) 黙 禱

(3) 校歌斉唱 (都城中学校・都城高等女学校・都城泉ヶ丘高等学校 各1番のみ)

(4) 会長あいさつ

(5) 校長あいさつ

(6) 来賓あいさつ

(7) 来賓紹介

(8) 報告

①平成28年度事業報告・決算報告

②平成29年度事業計画報告・収支予算報告

③その他

(9) 閉会

第3部 懇親会

18:30～21:00

(1) 実行委員長あいさつ

(2) 乾杯 歓談

(3) ゴルフコンペ表彰

(4) 来年度当番回紹介

(5) 万歳三唱

来年度実行員代表

おひらき

平成29年度 義友会総会会券卒業回別配布表

卒業回	配券数	配券番号	卒業回	配券数	配券番号
泉ヶ丘 9	10	001～010	泉ヶ丘 36	20	661～680
10	10	011～020	37	20	681～700
11	10	021～030	38	20	701～720
12	10	031～040	39	20	721～740
13	10	041～050	40	20	741～760
14	20	051～070	41	20	761～780
15	20	071～090	42	20	781～800
16	20	091～110	43	30	801～830
17	20	111～130	44	20	831～850
18	20	131～150	45	10	851～860
19	20	151～170	46	10	861～870
20	20	171～190	47	10	871～880
21	20	191～210	48	10	881～890
22	20	211～230	49	10	891～900
23	150	231～380	50	10	901～910
24	20	381～400	51	10	911～920
25	20	401～420	52	10	921～930
26	20	421～440	53	20	931～950
27	20	441～460	54	10	951～960
28	20	461～480	55	10	961～970
29	20	481～500	56～69	30	971～1000
30	20	501～520			
31	20	521～540			
32	20	541～560			
33	60	561～620			
34	20	621～640			
35	20	641～660			

MEMO

一般社団法人義友会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人義友会と称する。

(目的)

第2条 この法人は、会員相互の連絡と親睦を図るとともに、宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校（以下、「都城泉ヶ丘高等学校」という。）及び附属中学校の教育振興に寄与することを目的とする。

2 この法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図る会の開催
- (2) 会員名簿の管理、発行に関する事業
- (3) 招魂慰霊祭の開催
- (4) ホームページの運営
- (5) 会報その他の出版物の発行
- (6) 義友会館及びいずみ会館の管理運営
- (7) 都城泉ヶ丘高等学校及び附属中学校の教育支援
- (8) その他前項の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第3条 この法人は、主たる事務所を宮崎県都城市に置く。

(公告の方法)

第4条 この法人の公告の方法は、電子公告による。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員及び会員

(社員の資格)

第5条 この法人の構成員は次のとおりとし、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 代議員 本定款の規定に基づき会員の中から選挙によって選出された者
- (2) 正会員 都城泉ヶ丘高等学校、旧制都城中学校及び旧制都城高等女学校の卒業生
- (3) 特別会員 都城泉ヶ丘高等学校及び附属中学校の教職員及び教職員であった者

- 2 前項第2号又第3号に規定する者は、当然に、正会員又は特別会員となるものとする。

(代議員の選出)

第6条 代議員（「社員」。以下同じ。）は、正会員の中から選挙によって選出する。

- 2 代議員は、卒業回ごとに、一人以上が選任するものとする。
- 3 代議員の選挙を行うために必要な事項は、理事会において別に定める。

(代議員の任期)

第7条 代議員の任期は、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、任期満了後においても後任者が選任されるまではその職務を行わなければならない。

- 2 代議員が社員総会決議取消しの訴え（法人法第266条第1項）、解散の訴え、責任追及の訴え（法人法第278条）及び役員解任の訴え（法人法第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はなお法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないものとする。

(会員の権利)

第8条 社員でない会員は、法人法に規定された次に掲げた社員の権利を、社員と同様に、この法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第50条第6項に定める権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (4) 法人法第52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 法人法第57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡したとき。

(入会金)

第11条 正会員は、都城泉ヶ丘高等学校卒業時に、社員総会（代議員総会）において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 納入した入会金は返戻しないものとする。

第3章 代議員（社員）総会及び会員総会

(構成)

第12条 代議員総会は、代議員をもって構成する。

2 代議員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 代議員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金の金額
- (2) 社員の除名
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において代議員総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項

(開催)

第14条 この法人の代議員総会は、定時代議員総会と臨時代議員総会とする。

2 定時代議員総会は毎年6月に1回開催し、臨時代議員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、代議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 代議員総会の議長は、当該代議員総会において、出席代議員の中から選出する。

(議決権)

第17条 代議員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 代議員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分2以上に当る多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 代議員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した代議員のうちから議長に指名され、選出された2名以上の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

(会員総会)

第20条 この法人は、当該年度の代議員総会で決議した事項を報告するとともに、会員相互の親睦を図るため、会員総会を開催する。

2 会員総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

3 会員総会は、毎年8月に、代議員総会后、会長が招集する。

第4章 役員等

(役員)

第21条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、他の理事を副会長とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、会員の中から代議員総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 理事と監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(会長・副会長の職務)

第23条 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行する。

3 会長及び副会長は、理事会に対して、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。

(理事の職務)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定める所により職務を執行する。

(監事の職務)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人

の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。

(名誉会長)

第28条 この法人に名誉会長を置く。

2 名誉会長は、現都城泉ヶ丘高等学校長とし、会長がこれを委嘱する。

3 名誉会長は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

(顧問)

第29条 この法人に、任意の機関として顧問を置くことができる。

2 顧問は、若干名とし、理事会の承認を得て会長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、法令に別に定めがある場合を除き、会長がこれに当る。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、議事録に署名捺印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、代議員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時代議員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿

第7章 定款の変更及び解散

(剰余金)

第39条 この法人は、剰余金の分配を行なわない。

(定款の変更)

第40条 この定款は、代議員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、代議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員総会の決議を経て、地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 支部

(支部)

第43条 この法人は、組織運営の安定と確実性を図るため地域又は職場に支部を置くことができる。

- 2 支部は本部と密接な連絡を図る。
- 3 支部に支部長を置く。
- 4 支部に関する規定は、別に定める。

第9章 委員会

(委員会)

第44条 この法人の業務を円滑かつ有効に遂行するために、理事会の決議を経て、必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会の任務、構成及び運営について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

附 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(最初の事業年度)

第47条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第48条 この法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時代表理事(会長)	曾我 恒夫
設立時理事(副会長)	立元 久夫
設立時理事(副会長)	瀬戸口 耕一
設立時理事(副会長)	中村 徳之
設立時理事(副会長)	川村 幸一郎
設立時理事(副会長)	楠元 千穂子
設立時理事(副会長)	榆田 美浩
設立時監事	海田 紀夫
設立時監事	持永 隆三郎

(設立時社員の氏名及び住所)

第49条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

宮崎県都城市五十町2463番地3	曾我 恒夫
宮崎県都城市下川東2丁目19号1番地1	瀬戸口 耕一

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人義友会設立のため、設立時社員曾我恒夫及び同瀬戸口耕一は、この定款を作成し、次に記名押印する。

平成25年3月21日

設立時社員 曾我 恒夫

設立時社員 瀬戸口 耕一